

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公開番号】特開2017-217902(P2017-217902A)

【公開日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-048

【出願番号】特願2017-5956(P2017-5956)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

B 6 5 D 30/02 (2006.01)

B 6 5 D 33/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/32

B 6 5 D 65/40 D

B 6 5 D 30/02

B 6 5 D 33/00 C

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月22日(2019.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一軸延伸ポリプロピレンフィルムから成る外層と、

順不同でバリア層及び樹脂中間層と、

シーラント層と、

をこの順に有する積層フィルムであって、

前記シーラント層が以下の条件(1)~(3) :

(1) 積層フィルムMD方向におけるヤング率が200MPa以上である、

(2) 膜厚が外層の膜厚に対して2.5倍以下である、及び

(3) 積層フィルムMD方向における引裂き強度が1N以上5N以下である、

のすべてを満たすことを特徴とする、前記積層フィルム。

【請求項2】

シーラント層が直鎖低密度ポリエチレンフィルムである、請求項1に記載の積層フィルム。

【請求項3】

積層フィルムMD方向におけるシーラント層の引裂き強度が1N以上3N以下である、請求項1又は2に記載の積層フィルム。

【請求項4】

積層フィルムTD方向におけるシーラント層の引裂き強度が、積層フィルムMD方向におけるシーラント層の引裂き強度の、2.5倍以上である、請求項1~3のいずれか一項に記載の積層フィルム。

【請求項5】

バリア層及び樹脂中間層が、ポリ塩化ビニリデンコート/2軸延伸ナイロン、ポリ塩化ビニリデンコート/2軸延伸ポリエチレンテレフタレート、アルミニウム蒸着/ポリエチ

レンテレフタレート、アルミニウム蒸着 / 2 軸延伸ナイロン、シリカ蒸着 / 2 軸延伸ポリエチレンテレフタレート、シリカ蒸着 / 2 軸延伸ナイロン、ポリビニルアルコール / 2 軸延伸ポリプロピレン、ポリカルボン酸系ポリマー / 2 軸延伸ナイロン、メタキシレンジアミン - ナイロン複合フィルム、及びエチレンビニルアルコール共重合体 - ナイロン複合フィルムから成る群から選択される積層材料である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の積層フィルム。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の積層フィルムのシーラント層同士をシールして製袋されて成る、包装袋。

【請求項 7】

前記シールが超音波による夾雜物シールである、請求項 6 に記載の包装袋。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の積層フィルムのシーラント層同士を超音波シールする工程を含むことを特徴とする、製袋方法。

【請求項 9】

前記超音波シールする工程が、超音波による夾雜物シール工程である、
請求項 8 に記載の製袋方法。

【請求項 10】

請求項 6 又は 7 に記載の包装袋と、この包装袋に充填された内容物とを含む、充填包装袋。

【請求項 11】

内容物が高粘度食品である、請求項 10 に記載の充填包装袋。